

陳情第1号

2020 (令和2) 年 12月 15日

川崎市教育委員会 教育長 小田嶋満 様

川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情

川崎の文化と図書館を発展させる会

代表 佐々木 勝男

〒 [REDACTED] 川崎市川崎区 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

現在、10年先を見据えて川崎市の図書館の今後のあり方について検討されているところですが、コロナ禍が起き、今までの生活が変わろうとしています。豊かな市民生活を創造するためにも、市民アンケートや利用者アンケートの結果を尊重し、図書館のあり方の見直しを求めます。

陳情項目

1. 子どもでも高齢者でも歩いて行けるように、将来的に中学校区に一つ、図書館をつくってください。
2. 市民の資料要求に応えるため、市民1人当たり150円以上の資料費の予算を確保してください。
3. 図書館と、利益を求める民間企業は矛盾します。自治体が責任をもって、直営で運営してください。
4. 図書館に正規司書を増員してください。

陳情理由

1. 市民アンケートでいちばん要望が多かったのは、「どこに住んでいても行きやすい図書館」です。図書館が身近にあることが、市民生活の潤い、学びの場、地域文化の鑑として不可欠です。
2. 図書館利用者アンケートなどで利用者が一番望んでいることは、「資料・情報の充実」です。そのためには資料費の予算の増額が欠かせません。川崎市は市民1人当たり70円で全国平均以下です。文科省「望ましい基準(平成24年度改訂)」の政令指定都市の目標値は、268.6円です。
3. 図書館は、すべての市民の文化と教養を支える社会教育機関です。市民の学習権、知る権利を保障する図書館は、「サービスを対価の代償としてはいけない(図書館法第17条)」と規定しています。図書館は利益追求の対象にはならず、導入館の実態に照らしても、民間による委託運営は不適切です。
4. 司書は資料・情報の水先案内人です。図書館の発展には正規司書のマンパワーの形成が要です。川崎市は司書率50%ですが、政令指定都市の中で高いサービスを維持している図書館は司書率80%台です。

日中連絡先 [REDACTED]



上記の陳情について、意見陳述を希望します。